2019 年 4 月 27 日からの 10 連休における 「でんさいの口座間送金決済」の取扱いについて

今般、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより2019年5月1日が祝日となり、これにより、2019年4月27日(土)から5月6日(月、祝日)までの10日間が銀行休業日となり、この期間はでんさいの口座間送金決済が行われません(この間を支払期日とするでんさいの口座間送金決済は同年5月7日(火)に行われます。)。

新たにでんさいを発生させるお客様は、次の事項にご留意ください。

今後、新たにでんさいを発生させるお客様におかれましては、上記の期間は口座間送金決済が行われないことにご留意のうえ支払期日をご指定ください。また、すでに上記の期間を支払期日とするでんさいを発生済みのお客様におかれましては、5月7日(火)に口座間送金決済が行われることで問題ない場合には特段の対応は不要ですが、口座間送金決済日を10連休前の日に変更することをご希望される場合には、変更記録により支払期日を変更するなどご対応いただきますようお願い申しあげます。

以上